

## 第2回訓練時のアンケートにて頂いたご意見と葛飾区の方

頂いたご意見に対する区の方の方を以下にお示します。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後の取組の参考にさせていただきます。

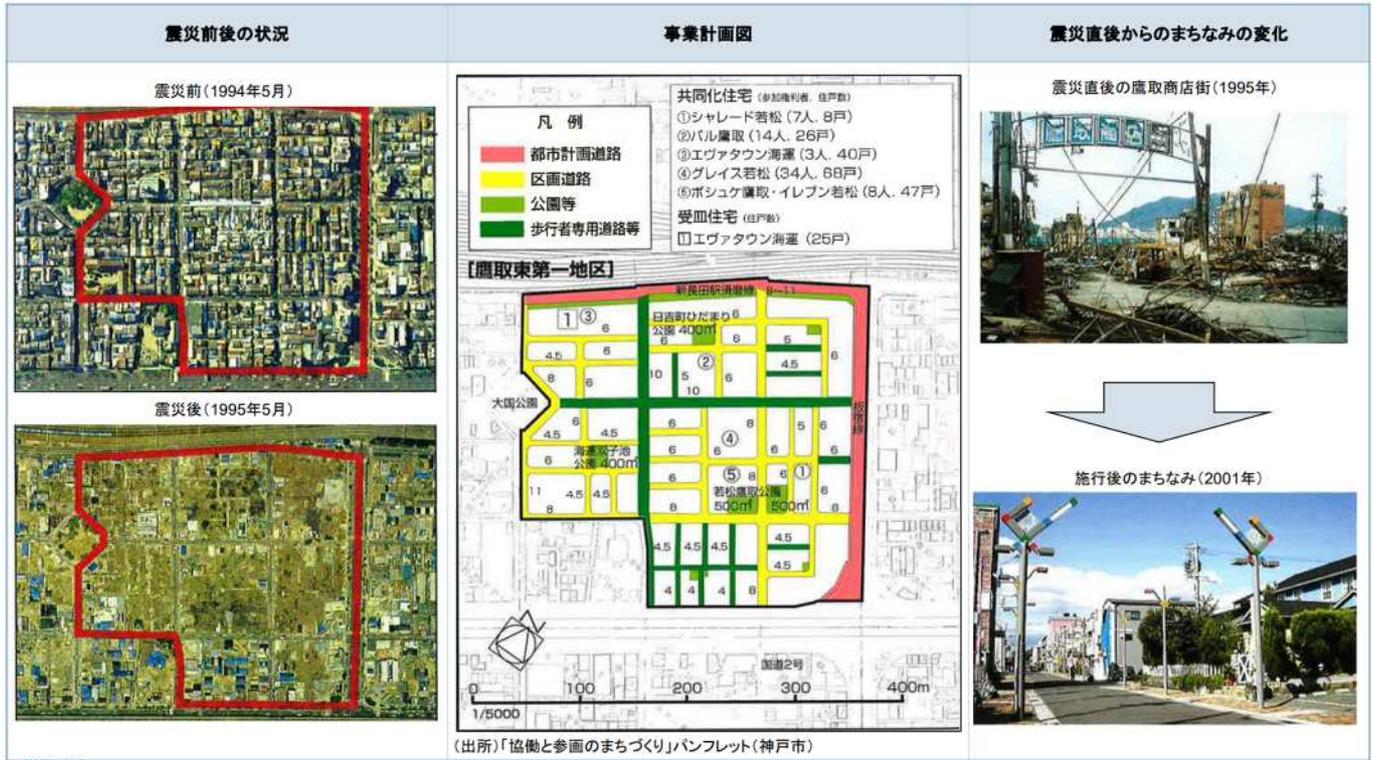
### 講義「被災後の『都市』の復興を考える」の内容について

ご意見	葛飾区の方の方
1.・内容は良かったのですが、少し早口でした。 ・進展が早すぎて、少し置いていかれ気味。 ・短時間での話でしたので、もう少し時間をとって説明してほしい。 ・話がよく分からない。	説明が駆け足になってしまい申し訳ございませんでした。今後は説明の際に、参加者の様子を伺いながら、どの資料で、どのページを説明しているかを確認しながら、説明の中で重要な部分を強調するなど、皆様により理解していただける講義となるよう努力してまいります。

## その他のご意見

ご意見	葛飾区の考え方
<p>1. 都市部の被災地（例 神戸市 or 海外）の復興の成功事例を見てみたい（失敗事例でもよい）。</p>	<p>阪神淡路大震災の際に、神戸市では被害の大きかった鷹取東第一地区では二段階方式の都市計画による住民主体のまちづくりの実現をしています。</p> <p>取組のポイントとしては、以下の①～③の工夫があります。</p> <p>①二段階方式の都市計画 土地区画整理事業等の事業を推進する際に、「計画的な早期復興」と「住民主体のまちづくり」の両面を達成するため、二段階方式で権利者の意向が反映できる仕組みを構築しました。「第一段階の都市計画」により、道路等の主要な骨格を定め、「第二段階の都市計画」により、住民の意向を反映した具体的な整備計画を定めることができました。</p> <p>②協働と参画による復興まちづくりの実践 住民意向をまちづくりに反映させるため、「まちづくり協議会の組織化」「まちづくり専門家の派遣」「現地相談所」の設置を三本柱とする協働と参画のまちづくりを推進しました。特に、まちづくり協議会は、まちづくり専門家のサポートを受けながら勉強会を積み重ね、創り上げたまちの将来像を「まちづくり提案」として、市長に提出するしくみとして有効に機能しました。</p> <p>③減災まちづくりへの工夫 震災で地区の大半が焼失したこと、災害時の助け合いの重要性が再確認されたことなどから、コミュニティ道路やポケットパークの整備が進められました。若松鷹取公園は、道路を挟む2つの公園を一体的に利用できるように工夫され、100 トンの耐震性防火水槽と防災資材倉庫が設置されています。</p> <p>鷹取東第一地区の復興の変遷については、次のページをご覧ください。</p>

○鷹取東第一地区の復興の変遷



出典：内閣府防災情報 HP より引用

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/fukko/shisai/pdf/takatori.pdf>



出典：神戸市 HP 「協働と参画のまちづくり」パンフレット

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14805/shinsaihukko\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14805/shinsaihukko_1.pdf)



ご意見	葛飾区の考え方
<p>2. 役所の担当者または責任者の話も聞いてみたいと思います。</p>	<p>これまでの訓練での意見をもとに、区が高砂地区復興まちづくり計画の素案を作成し、第3回訓練で模擬説明会を実施します。区が作成した素案に対して、ぜひご意見を頂ければと存じます。</p>
<p>3. 災害対策は複合的なものなので、区役所の横断的な組織、プロジェクト（対策本部を想定した）的な取り組みが日頃より重要であると考えます。</p>	<p>（危機管理課より回答）        区では地震や水害に備え、区職員の災害対応能力の向上を目的とした研修のほか、庁内関係部署をはじめ警察・消防・自衛隊などの関係機関も参加する災害対応を想定したロールプレイング形式の図上訓練を実施しております。また、災害時の避難所開設に備え、区職員と地域の皆様とで避難所運営会議及び避難所開設訓練などを実施しております。今後も、来るべき災害に備え、引き続き、庁内関係部署や関係機関などと連携し、災害対策本部運営機能の強化や地域防災力の向上を図ってまいります。</p>
<p>4. 復興相談所的なセンターが必要になると思います。区役所が主体となると思いますが、地区センターを活用し、充実して欲しい。またオンライン化を。</p>	<p>（危機管理課より回答）        区では、大規模災害が起きた場合、区役所及び区民事務所等（一部の地区センター含む）に相談窓口を設置し、被災者の生活支援を行うこととしております。また、家屋の修理や再建に向けて必要となる、り災証明書の発行に関しては、迅速に発行が可能となるよう被災者生活再建支援システムをH26年度から導入し、被災者支援について整備を進めております。現在、り災証明書のオンライン申請等についても検討中です。</p>